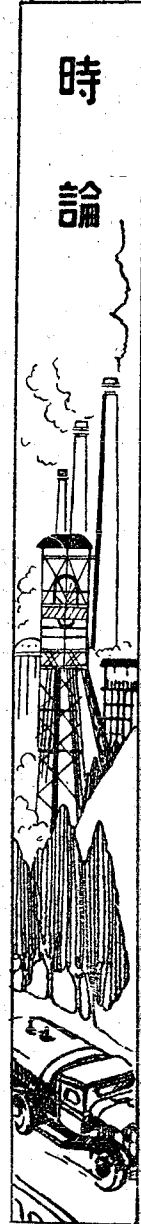


時
論



特殊道路の通行料徴収に就て (二)

—道路政策の一轉換—

細 田 徳 壽

前號に於て、私は、道路法の制定後二十年の歲月を閲した今日に於て、自動車交通の急激なる發達に伴ひ、道路改良事業の全面的進捗を期するの必要頗る大なるものあるにも拘らず、これが改良の進度尙極めて寥々たるの實情を顧み、而して、その原因主として、財源の貧困に在るを思ふとき、道路費負擔に關する在來の政策は到底再検討を受けねばならず、國費公費負擔の大原則はこれを維持すべしとするも、海底隧道或は登山觀光道路等特殊のものに對しては、一般交通に格別の支障なき限り、寧ろこの際通行料の徴収を認むるのが、事業促進の一方法ではないかと云ふことを論述したのである。

かくの如き考から實は、昨年各府縣に對して次の如き照會を發してみた。

内務省土木局道路課長

各道府縣經濟(土木)部長殿

特殊道路通行料徵收ニ關スル件

輓近自動車ノ急激ナル普及ト各種産業ノ躍進的發達トハ相俟チテ道路交通ノ目的及内容ヲ益々複雑多岐ナラシメ近代的道路ノ普遍的開發ハ益々喫緊ノ要務ト相成候處建設費ノ増嵩ハ勢ヒ財源ノ不足ヲ來シ到底普及社會ノ經濟的文化的需要ニ應ズルコト能ハザルノ實情ニ有之候然ルニ所謂登山道路觀光道路等其ノ開設ノ動機主トシテ他地方ヨリ來遊スル登山觀光客ノ便宜ニ在リテ必ズシモ沿道住民ノ日常生活上ノ要求ヨリ出ヅルニ非ザルモノ或ハ從來ノ渡船ニ代ル水底隧道等特殊ノ目的ヲ有スル道路ニ在リテハ道路法ノ自由使用主義ニ對シテ例外的ニ通行料ノ徵收ヲ認ムルモ格別道路ノ公共性ヲ減殺スルコトナキノミナラズ財源ヲ得テ事業ヲ促進スルノ利益アルモノト被存候ニ就テハ貴縣ニ於テ現在既ニ樹立ヲ見或ハ近キ將來ニ於テ樹立ノ見込アル右道路改良計畫有之候ハベ其計畫ノ大樣別紙様式ニヨリ略圖添付ノ上爲參考御申報相成度此段及照會候也

(別紙)

第一號様式

現在道路ニシテ特ニ通行料ヲ徵收スルヲ適當ト思料セララル道路調

路線名	區間	延長	建設費概算 (單位千圓)	維持修繕費 年額 (單位千圓)	通行料收入見込年額	
					車 (單位千圓)	人(同)

(備考) 通行料收入見込額中車へ自動車(乗用及貨物)及諸車(必要アラバ荷馬車及其ノ他ニ細分スルコト)ニ分チ夫々空車及實車ニ依リテ一臺當リ料金ヲ定ムルコトトシ人へ自動車ニ乗車セル場合ニ限り一人何錢トシテ計算スルコト、尙右ノ内譯表ヲ添附スルコト

第二號様式

將來建設セントスル道路ニシテ通行料ヲ徵收スルコトヲ適當ト思料セララル道路調

路線名	區間	延長 (料)	建設費概算 (單位千圓)	維持修繕費 豫想年額 (單位千圓)	通行料收入豫想年額	
					車 (單位千圓)	人(同)

(備考) 第一號表ニ準ス

右の照會に對して全く該當事項なき旨回答のあつた府縣は左の如くである。

一、北海道

二、岩手縣、秋田縣、宮城縣、山形縣、福島縣

三、東京府、神奈川縣、千葉縣、埼玉縣、茨城縣

四、新潟縣、岐阜縣、愛知縣

五、富山縣、福井縣、石川縣

六、京都府、大阪府、兵庫縣、和歌山縣、三重縣

七、廣島縣、岡山縣、島根縣、山口縣

八、徳島縣、愛媛縣、高知縣

九、福岡縣、佐賀縣、長崎縣、大分縣、熊本縣、宮崎縣、鹿兒島縣、沖繩縣

即ち、一道三府四十三縣中、北海道及び三十六府縣は該當事項なしとの回答を寄せられたのであるが、右の内には、道路法の道路に關し、財源上特別の考慮を拂ふの必要ありて、通行料徴收を認むるを適當とする事例を求めた照會の趣旨を誤解して、在來の道路法の道路に非ざる特殊の道路を開設する場合に付てのみ考慮したる向もある様である。

それは兎に角、回答の要旨を摘記すれば次の如くである。

もとより、未だその内容を仔細に検討する暇もないので、單に回答そのままを紹介するのであるが、唯一一圖面をつける譯に行かないので、讀者諸彦に對照の煩勞をおかけすることは洵に申譯ないが、

第である。

一、現在道路ニシテ通行料ヲ徴收スルヲ適當ト思料スルモノ

府縣名		區	間	延長 (料)	建設費概 算(千圓)	維持修繕 費年額 (千圓)	通行料收入見込年額	
路(線)名 (或は通稱)							車(千圓)	人(千圓)
青 森	青森休業線	自東津輕郡荒川村字八重菊 至上北郡十和田村字燒山	三一	二八〇	八	五・一	五・四	
	三本木休業線	自上北郡十和田村字燒山 至同郡同村字休屋	二六	一四〇	六	四・九	四・九	
	酸湯大鰐線 (註)	自上北郡十和田村字猿倉 至南津輕郡竹館村	二三	一七〇	五	〇・二	〇・一	
	黒石三本木線	自南津輕郡竹館村 至上北郡十和田村字ノ口	二〇	一八〇	六	〇・四	〇・三	
	松本高山線 松本船津線 松本鉦ヶ嶽線 (上高地道路)	自南安曇郡安曇村烏々 至同郡同村上高地河童橋	三三	一、〇〇〇	五・五	四一・八	一一・一	
	上諏訪停車場霧 ヶ峯線	自諏訪郡上諏訪町女學校前 至同郡同町清水橋	八	一二一	〇・五	一三・五	五・四	
	草津並線 (志賀高原道路)	自下高井郡平糰村上林 至同郡同村志賀高原	七・六	一二〇	〇・五	一一・五	四・六	
	澁澤須坂線 (菅平道路)	自小縣郡長村土合 至同郡同村菅平	七・六	一一五	〇・五	一一・五	四・六	
	長野							

時
論

		山梨					群馬				
2 御殿場吉田線	1 國道特二號	御嶽甲府線	吉田精進線	平野御殿場線	平野山中線	下栖下部線	沼田日光線	安中伊香保線	同線	黒保根前橋線	澁澤須坂線 (管平道路)
至同	自駿東郡御殿場町 至同 郡須走村縣界	至同 郡御殿場町	自西八代郡上九一色村精進	自南都留郡船津村船津	自南都留郡中野村平野 至同 郡中野村山中 至同 郡同野村平野 御殿場線分岐點	自西八代郡上九一色村本栖	自片品村東小川 至同 村菅沼	自窪田町榛名 至ヤセオネ峠	自富士見村地藏橋 至同 村箕輪	自黒保根村一ノ鳥居 至同 村利平茶屋	自上高井郡仁禮村仙仁 至小縣郡長村管平
一五	一五	八	一六	六 六	二五	二〇	七	三	六	八・六	
四五〇	五八〇	二〇〇	四〇〇	三〇	五五〇	二一〇	七〇	五〇	六〇	一三一	
三	三	四	八	一二	二五	一七	七	五	五	〇・六	
一九二	六五	九	一八	二	八	一九	六	〇・七	〇・九	一一・五	
四	四	六	一五	一	四	二・三	七・一	一・一	一	四・六	

静岡

(附圖参照)

6 富士山中湖線	5 御殿場富士線	4 大宮富士線	3 大宮甲府線 大宮白糸瀧線 白糸瀧本栖線 猪之頭興津線
自駿東郡須走村須走 至富士山馬返	自駿東郡御殿場町 至富士山太郎坊	自富士郡大宮町 至富士山二合目	自富士郡大宮町 至同 郡上井出村縣界
九	一八	二五	三一
二四〇	四七〇	七二〇	八七〇
二	四	六	六
八	二三	三七	七九
一	一	一	一

(註) 青森縣酸ヶ湯大鱈線、黒石三本木線ノ二路線ハ大型乗合自動車通行不可能ニシテ之方通行ニ支障ナキ迄ニ改良スルモノトセバ今後尙建設費十五萬圓ヲ要スル見込

以上の表によつて、明かなるが如く、五縣二十數本の候補路線が擧げられて居り、國立公園内のものが相當多い。自動車及び人より徴收すべき通行料は、各縣共區々であり、高額に過ぎると思はれるものもあるけれども、兎に角、通行料収入だけで、十年前後を以て建設費の回收可能なるものが尠くない様である。殊に静岡縣の御殿場吉田線(御殿場—須走村縣界)の如きは、十五軒の建設費四十五萬圓に對し、年收十九萬餘圓を見込んで居るが、その豫想計數は左の如くである。

一、乗用車

一日平均通過臺數

一ヶ年通過總數

同上乗客延人員

一ヶ年自動車通行料(圓)

一ヶ年乗客通行料(圓)

一四四

六三、五一〇

一二七、〇二〇

九五、二六五

一、二七〇

二、乗合自動車

一日平均通過臺數 一ヶ年通過總數 同上乗客延人員 一ヶ年自動車通行料
 八七 三一、七五五 三一七、五五〇 九六、六六五 一ヶ年乗客通行料(圓)
 (備考) 三、一七五

貨物自動車ヨリハ通行料ヲ徵收セズ

- 二、自動車通行料ハ空車、實車ヲ區別セズ、一軒當リ乗用車十錢、乗合自動車二十錢、乗客一錢トシテ計算セリ
- 三、乗客ハ乗用車一臺平均二人、乗合自動車ハ平均十人トシテ計算セリ

二、將來建設セントスル道路ニシテ通行料ヲ徵收スルヲ適當ト思料スルモノ

府縣名	路線名 (又ハ通稱)	區間	延長 (軒)	建設費概 算(千圓)	維持修繕 費豫想年 額(千圓)	通行料收入豫想年額	
						車(千圓)	人(千圓)
香 川	屋島高松線	自木田郡屋島町 至同町屋島山上	八	二〇三	五・四	二九	一二
	草壁神懸線	自小豆郡草壁町大字上村字青 木 至同町大字上村字不動	五	一六八	三・五	七・七	七・五
	米子大山線	岡成大山	一一	四四〇	二・二	四・五	六
	淀江大山線	佐摩大山	七	二〇	二・一	一・五	一・七
鳥 取	溝口大山線	金屋谷大山	八	二〇〇	一・六	二	二・六

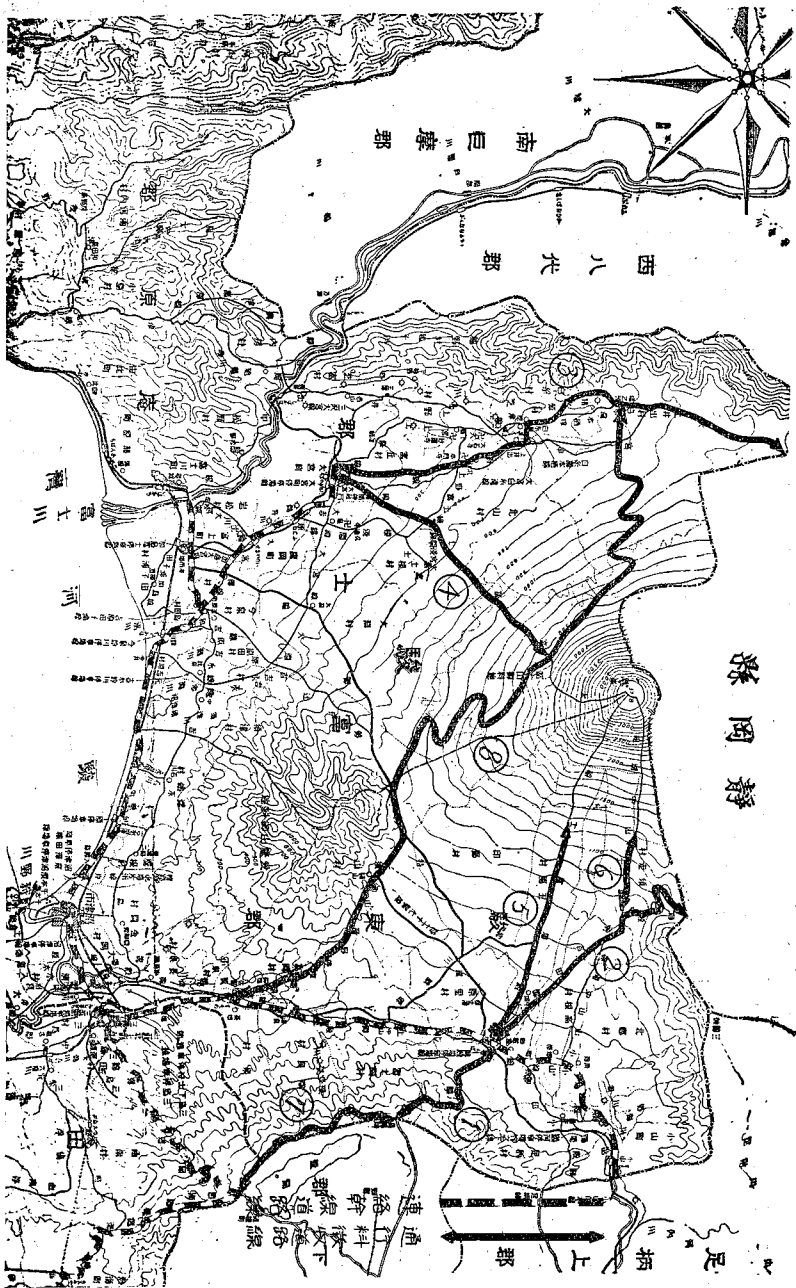
	靜岡	山梨	長野	奈良	滋賀				
黑保根前橋線	8 三島富士線	7 箱根長尾峠線 大月停車場富士線	增富韭崎停車場線 甲府大宮線	大町鎗嶽線 (湯俣水俣線)	豐科鎗嶽線 (上高地道路)	大峯大臺線	比叡山縱走道路	米子皆生線	
至富士見村地藏橋 自黑保根村利平茶屋	至駿東郡小泉村 至富士郡上井出村猪之頭	至駿東郡富士岡村長尾峠 至田方郡函南村箱根峠	自南都留郡福地村上吉田 至同郡同村馬返	自北巨摩郡穗足村藤田 至同郡增富村	自甲府市 至西八代郡上九一色村糖進	自北安曇郡平村葛温泉 至同郡同村湯俣水俣温泉	自南安曇郡烏川村須砂渡 至同郡安曇村上高地河童橋	自吉野郡天川村大字洞川宇山 至上嶽洞辻茶屋 至同郡上北山村大字小椋字大臺 至同郡上北山村大字小椋字大臺 至同郡上北山村大字小椋字大臺	米子皆生
一一	六六	一三	一六	一六	四一	三六・五	—	四	
二二〇	二、三〇〇	六三〇	三五〇	九〇〇	五二二	七三	—	八〇	
二	一五	四	二	八	二・九	一四・六	—	一・二	
八・七	一二三	四三	二	二	一五・三	六〇	—	六・六	
一〇・四	—	—	—	—	—	—	—	六	

栃 木	群馬					
	中宮祠足尾線	草津澁線	沼田若松線	沼田日光線	下仁田妙義線	安中伊香保線
自中宮祠 至細尾峠	自吾妻郡草津町 至草津峠(縣界)	自片品村戸倉 至長藏小屋(縣界)	自片品村東小川 至金精峠(縣界)	自北甘樂郡小坂町 至同郡妙義町	自ヤセオネ峠 至伊香保	自横野村溝呂木 至富士見村赤城山
八・四	二一	一五	一六	八	一〇	一六
三九五	三二〇	三〇〇	三七〇	一二〇	一七〇	一八〇
五二	二六	二四	三〇	一〇	一七	一四
四八・七	五・八	〇・六	二	〇・八	一五・五	一・八
三・六	六・九	〇・七	二・三	〇・九	一八・六	二・二

右の表に於ても、相當巨額の通行料收入を見込んで居るものが多い。例へば、長野縣の豊科鎗ヶ嶽線上高地道路の建設費五十二萬圓に對して五萬三千圓、岡縣の三島富士線の二百三十萬圓に對して十二萬四千圓、群馬縣の安中伊香保線の十七萬圓に對して三萬四千圓、栃木縣の三十九萬五千圓に對して五萬二千圓を見たるが如き、その最も著しいものである。

尙、道路法上の道路に非ずして、明治四年太政官布第六四八號の規定に依り通行料を徴收するを認許せられたものに、長崎縣の雲仙國立公園仁田峠の縣營登山道路があり、その手續中に屬するものに

靜岡縣



鐵 道

熊本縣の阿蘇國立公園内の登山道路(坊中停車場——山上神社)がある。

最後に、水底隧道としては、現に福岡縣の若松戸畑を連絡する海底隧道が問題となつて居るが、これは現在は道路法上の道路の路線に該當しないために、前述の太政官布告によつて手續を進められて居る。尙、昭和十二、十三の兩年度に互り調査を進めて居る關門國道隧道も、愈々明年度あたりより本工事に着手することになれば、工事費及び維持管理費の財源として通行料徴收の問題が必ず一度は俎上にのぼるであらう。